

家庭ごみ有料化実施方針 (素案)

令和8年9月 18 日

滑川市産業民生部生活環境課

目 次

はじめに

(1) 本市のごみ処理の現状	1
(2) 本市の将来推計と目標	2
(3) 主な見直し点	4

第1章 家庭ごみ有料化制度導入の必要性

(1) 家庭ごみの有料化とは	5
(2) 家庭ごみの有料化の目的	5
(3) 期待する効果	6

第2章 家庭ごみ有料化制度について

(1) 有料化の対象品目	7
(2) 有料化の除外品目	7
(3) 負担軽減措置	9
(4) 有料化の方法	9
(5) 手数料の料金体系	9
(6) 専用ごみ袋の種類	9
(7) 手数料の水準	10
(8) 世帯負担額の試算	11
(9) 今後のスケジュール(案)	12

第3章 手数料の使途について

(1) 手数料収入の見込み	13
(2) 手数料収入の使途	13
(3) 課題への対応	13
(4) 市民への制度周知等	14
(5) 新たな減量化・資源化施策の検討	14

第4章 制度の評価と見直しの考え方

(1) 制度の評価	15
(2) 制度の見直し	15

はじめに

本市では、令和4年3月に策定した「第2次滑川市一般廃棄物処理計画」で本計画期間中に先進事例を踏まえた研究を行うこととしていた家庭ごみの有料化について、令和8年4月28日の滑川市廃棄物減量等推進審議会において、「家庭ごみ有料化に向けた基本的な考え方」(以下、「基本的な考え方」という。)をお示しして諮問しました。その後、市内9地区で開催した意見交換会などでも概要をお示し、市民の皆さまのご意見やご要望、ご質問を伺ってまいりました。

本方針は、これまでいただいた様々なご意見等を整理し、市民の皆さまにとって分かりやすく、廃棄物の減量化と資源化が最大限図られる制度となるよう、市の「基本的な考え方」を見直し、必要な内容を「家庭ごみ有料化実施方針(素案)」としてまとめたものです。

(1)本市のごみ処理の現状

令和7年度末の本市の人口は32,324人で、第1次滑川市一般廃棄物処理計画を策定した平成23年度末の人口33,938人から、14年間で1,614人(約4.8%)減少しています。本市の生活系ごみ(家庭から排出される「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「資源ごみ」の合計)の排出量は、コロナ禍の外出制限や在宅勤務の推奨、感染症対策のためのマスク等の使い捨て衛生用品や消耗品等の影響で大幅に増加した後、新型コロナウイルス感染症の収束に伴い再び減少し、令和7年度は7,832tとなっています。

人口減少に伴いごみの排出量は減少していますが、市民1人1日あたりの家庭系ごみ(「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」)の排出量の推移は平成23年度以降ほぼ横這いで、令和7年度の排出量は561g/人・日でした。これまでも市民の皆さまにごみの分別や資源回収などにご協力いただいたき、少しずつごみの総量は減少してきましたが、本市の排出量は依然として全国平均の466gを大きく上回っている状況です。

加えて、環境省が提供している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール 令和6年度実績版」において、人口規模や産業構造が本市と近い類似団体と人口1人1日あたりの排出量で比較したところ、本市は類似団体36市の中で生活系ごみの合計では6番目に多く、その中でも「燃やせるごみ」は4番目に多い33位という結果でした。

【1人1日あたりのごみの家庭系ごみ排出量の推移】

(単位:g/人・日)

滑川市	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
燃やせるごみ	539	560	553	565	563	556	559	556	574	591	579	575	539	542	539
燃やせないごみ	34	35	35	34	34	32	32	29	30	33	30	27	22	22	22
計	573	595	588	599	597	588	591	585	604	624	609	602	561	564	561

全国平均(R6): 466 g/人・日

【令和7年度市民1人1日あたりのごみの排出量の内訳】

ごみ総排出量 872g		(家庭系ごみ排出量+資源集団回収量+事業系ごみ(燃やせるごみ+資源ごみ)排出量)	
生活系ごみ 663g	(家庭系ごみ排出量+資源集団回収量)		事業系ごみ排出量
家庭系ごみ排出量 635g	資源集団回収量		209g
燃やせるごみ 539g	資源ごみ 74g	28g	・燃やせるごみ ・資源ごみ
燃やせないごみ 22g	容器包装、古紙、古布、		
合計 561g	小型廃家電、廃食用油 など		

(※) 資源物は、行政回収分のみで、スーパーなどの自主回収分は含んでいません。

また、令和7年度の資源化率は15.4%で、第2次滑川市一般廃棄物処理計画の基準年度である令和2年度の16.7%を下回っています。資源化率の低下については、民間事業者等による資源物回収拠点である富山県認定エコ・ステーションや、スーパーマーケット等の店頭回収の普及などにより、本市以外で資源化される回収場所を併用している方も増えてきたというプラスの要因がある一方で、町内会やPTAなどが新聞等を回収して資源化を図る業者に引き渡す集団回収がコロナ禍前の水準まで回復していないことや、本市から排出される「燃やせるごみ」の中に紙類が22%、プラスチック類が15%混在している状況であり、適正な分別ができていないというマイナスの要因もあり、その両方が影響しているものと考えられます。

一方で、近年の燃料費をはじめとする物価高騰の影響などもあり、ごみ処理経費は増加傾向となっています。ごみ処理経費は、家庭から出る「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」、「資源ごみ」の収集運搬経費、富山地区広域圏事務組合の施設に係る建設費償還金及び焼却・破砕(中間処理)に係る経費のほか、最終処分場での埋立に係る経費等です。富山地区広域圏事務組合の中間処理施設であるクリーンセンター及びリサイクルセンター建設費の償還が順次終了したことにより、令和2年度に3億211万円まで減少した本市の負担は、再び増加に転じました。加えて、将来的には施設の老朽化に伴う長寿命化対策や設備更新なども必要となる見込みであり、更なる本市の財政的な負担の増加が予想されます。しかし、ごみ処理経費を抑制するという目的だけでなく、現在の設備の延命化等のためにもごみの減量化が必要な状況です。

(2)本市の将来推計と目標

令和7年9月に策定した「第5次滑川市総合計画 後期基本計画」では、1人1日あたりの生活系ごみを令和12年度に650g/人・日まで減少させることを目標としています。また、資源化率については、令和12年度に22%まで向上させることが目標です。

本市のごみの排出量は今後も人口減少に伴って減少していく見込みではありますが、このままの減少割合では、令和12年度に目標を達成することが困難です。令和12年度に目標を達成するには、令和7年度から「燃やせるごみ」を973t、「燃やせないごみ」を5t削減する必要があります。また、国の令和12年度目標達成には更に大幅な削減が必要であり、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」併せて、令和7年度から1,301tも削減が必要な状況です。

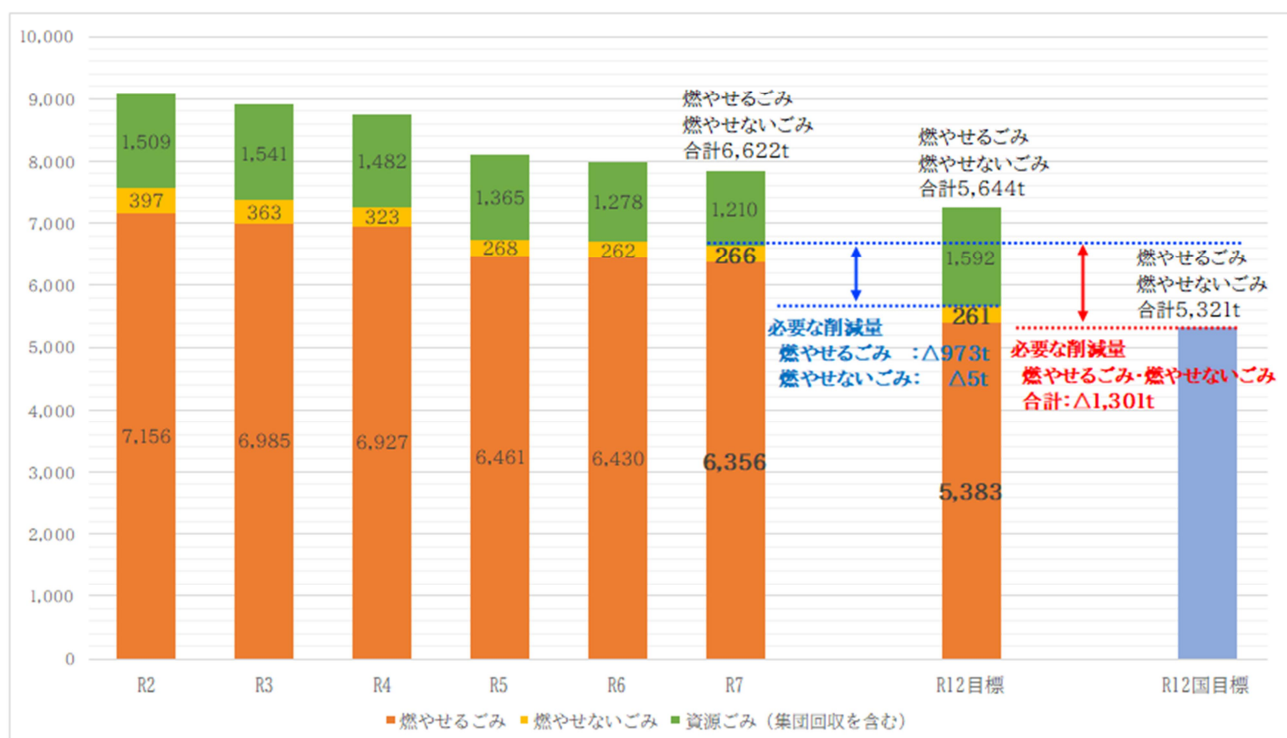
滑川市の目標

指標名	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
生活系ごみの排出量の排出量 (燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源ごみ(集団回収含む))	663g/人・日	650g/人・日
資源化率 (資源ごみ(集団回収含む)排出量/ごみ排出量)	15.4%	22.0%

国の目標

指標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和12年度)
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量 ※国民1人が1日に排出する家庭系ごみの排出量 (資源ごみを除いた家庭から出るごみの量)	496g/人・日	478g/人・日

引用:「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」より



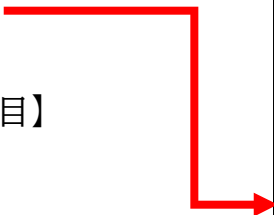
(3)主な見直し点

意見交換会等で市民の皆さまからいただいたご意見を踏まえ、「基本的な考え方」から下記の点を見直しました。

① 有料化の対象品目

焼却施設と最終処分場の両方を延命するため、「基本的な考え方」では、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」を対象とすることとしていました。しかし、「燃やせないごみ」については、ごみステーションを運営する町内会において違反ごみを出さないよう様々な工夫をされており、意見交換会では、「燃やせるごみ」と同じごみ袋を使用した運用方法について再検討を求める声が多かったことから、当面の間、「燃やせるごみ」のみを有料化の対象として有料化制度を導入することとします。（詳細は7頁をご確認ください）

「家庭ごみ有料化に向けた 基本的な考え方」	「家庭ごみ有料化実施方針（素案）」
【有料化の対象品目】 ・ 燃やせるごみ ・ 燃やせないごみ	【有料化の対象品目】 ・ 燃やせるごみ
【有料化の対象外品目】 ・ 資源ごみ	【有料化の対象外品目】 ・ 資源ごみ ・ 燃やせないごみ



② 手数料の使途

「基本的な考え方」をお示しした際には、皆さまからいただいた手数料をごみ処理経費に充当するかどうかに関するご質問やご意見を多数いただきました。先進自治体ではごみ処理経費に充当している事例も数多く見られましたが、本市の有料化制度において手数料収入は、専用ごみ袋の作製や手数料の収納に要する費用に充てるほか、ごみの減量化・資源化を推進する施策や、不適正排出への対応及び不法投棄対策の強化など、有料化の目的であるごみの減量化・資源化及び有料化に伴う市民の皆さまの不安等を解消する施策に重点的に使用し、単年度で使用しなかった予算は、将来予想される焼却施設の大規模改修や設備更新に備えて基金に積み立て、将来世代の負担軽減に活用することとします。（詳細は 13 頁をご確認ください）

第1章 家庭ごみ有料化制度導入の必要性

(1) 家庭ごみの有料化とは

「家庭ごみの有料化」とは、市町村が一般廃棄物処理についての手数料を徴収する行為を指します。手数料を上乗せせずに販売されている一定の規格を有するごみ袋(現在の「富山地区広域圏指定ごみ袋」など)の使用を排出者に依頼する場合については、「有料化」には該当しません。

「家庭ごみの有料化」は、国全体の施策の方針として示されており、令和8年4月時点で66.5%の市区町村が既に有料化を実施しています。

国は、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、市町村の役割として「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」と記載し、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進するべきことを明確化しています。

【全国市区町村の有料化実施状況(2026 年7月現在)】

	総 数	有料化実施	有料化実施率
市 区	815	490	60.1%
町	743	546	73.5%
村	183	121	66.1%
市区町村	1,741	1,157	66.5%

引用：ごみ減量化資料室代表 東洋大学 山谷修作名誉教授ホームページ
ごみ有料化情報「全国市区町村の家庭ごみ有料化実施状況(2026 年 7 月現在)」より

(2) 家庭ごみの有料化の目的

本市の家庭ごみの有料化制度の導入は、次の目的で行うものです。

① ごみの排出抑制と再利用の促進

人口減少などの影響もあり、本市の一般廃棄物の総量は、概ね減少傾向で推移していますが、市民一人一日あたりの家庭ごみ(「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」)は横這いです。資源化(リサイクル)率が向上していない理由は様々ですが、令和4～6年度に実施した本市の燃やせるごみの組成調査では、紙類が22%、プラスチック類が15%を占めており、分別の徹底により更なるごみの資源化が期待できる状況です。本市のごみの排出量削減目標は、現状のままでは達成が困難な状況です。将来世代の環境負荷、財政負担を減らしていくためにも、更なるごみの減量化・資源化を目指します。

② 地球温暖化対策の推進

地球温暖化の影響により、年間平均気温は上昇し、猛暑日(最高気温が35℃以上の日)や熱帯夜(最低気温が25℃以上の夜)も増加傾向にあります。また、急速な気候変動の進展により、世界的に豪雨・洪水・台風や山火事等の災害が激甚化しており、本市においても令和3年1月の

記録的な大雪や令和5年7月の大雨被害などの異常気象が多発しており、市民の安心・安全な日常生活が脅かされています。一般廃棄物の排出抑制やリサイクルの促進は、「滑川市地球温暖化対策実行計画」で定めた温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けた取り組みの一つでもあり、これらを推進することにより、ゼロカーボンシティの実現を目指します。

(3)期待する効果

家庭ごみ有料化制度を導入することで、次のような効果を期待しています。

① ごみを排出する市民の意識改革と行動変容

家庭ごみの有料化制度は、ごみの排出量に応じた費用負担が生じることになります。そのため、費用負担を軽減しようとする動機づけが生まれ、改めてごみ分別排出への関心を高めることで行動が変化し、排出量の抑制や分別の徹底による資源化の推進に繋がることが期待されます。

② ごみ排出量に応じた負担の公平性の確保

現在の本市のごみ処理は、主に税収を財源として実施しています。ごみ処理は市が行うべき業務の一つですが、ごみ処理に係る税の負担は、ごみの減量化や資源化に取り組んでいる人と、そうでない方の負担が変わらないため、ごみの減量化の取組が各家庭に反映される仕組みにはなっていません。ごみの排出量に応じて、一定の負担を求めることにより、費用負担の公平性を確保することができます。

③ ごみ処理に係る負担の軽減

ごみの減量化を図ることで、ごみ処理に係る経費の削減や既存施設の延命化、将来整備が必要になった際の焼却施設の規模の縮小など、将来世代の経済的負担の軽減につながるとともに、環境負荷の軽減にもつながります。

④ 再生利用の推進

資源物の手数料を無料とすることで、分別の促進、資源回収量の増加が期待できます。また、リサイクルをさらに進める場合に必要となる財源をしっかりと確保し、取組の強化を図ることができます。

⑤ 「4R運動」の普及

「4R運動」は Refuse(リフューズ:買わない、断る)、Reduce(リデュース:減らす)、Reuse(リユース:繰り返し使う)、Recycle(リサイクル:資源として再生利用する)の4つの頭文字をとった、ごみを減らす取り組みです。「燃やせるごみ」の有料化によるごみの削減とともに、減らしにくい「燃やせないごみ」の減量方法についても、各家庭で考えるきっかけとなることも期待しています。

第2章 家庭ごみ有料化制度について

(1) 有料化の対象品目

ごみの総排出量の削減や資源化の促進を図りつつ、市民の皆さまのご意見を踏まえた制度とするため、「燃やせるごみ」を有料化の対象品目とします。「基本的な考え方」で有料化の対象品目として検討していた「燃やせないごみ(大型金属類を含む)」は、当面は対象外(無料)品目としますが、有料化の方法等については引き続き検討することとします。「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」として排出しているごみの中から、資源物となるものを分別してもらうことを目的としているため、「資源ごみ」は有料化の対象外(無料)とします。

ただし、有料化対象品目である「燃やせるごみ」のうち、(2)に記載するものは除外品目(無料)とします。

(2) 有料化の除外品目

燃やせるごみのうち、次の個別品目については、有料化の除外品目(無料)とします。

① 紙おむつや尿取りパッドなど

子育て世帯や介護世帯を支援するため、紙おむつや尿取りパッドは有料化の除外品目(無料)とします。

② 在宅医療廃棄物や排泄管理支援用具

障がいのある方の生活に欠かせない腹膜透析バッグや、ストマ用具などの排泄管理支援用具は有料化の除外品目(無料)とします。ただし、感染の危険がないものに限りです。

③ 剪定枝及び刈草

本市では、快適な生活環境の保全と清潔で美しいまちづくりを目的として、「滑川市環境美化促進条例」を定めています。環境美化促進の観点から、所有者の皆さまには引き続き土地や建物の適正な管理をお願いするため、刈草や剪定枝などについては有料化の除外品目(無料)とします。

また、収穫後に処分が必要となる野菜の茎や枝葉、根については、意見交換会等でいただいた意見を踏まえ、家庭菜園から出たものについては刈草等と同様に除外品目(無料)とします。ただし、収穫した野菜等の身の部分については、水分が多く、焼却炉への負担も大きいことから、有料化の対象となります。食べられるものについては食卓へ、傷んでしまったものや間引いたものはコンポストの活用による堆肥化などで、減量化にご協力ください。

④ ボランティア清掃ごみ

本市では、町内会やボランティア団体等で地域の清掃活動を行う場合、生活環境課に届出いただくことで、必要なごみ袋や軍手を配布するとともに、指定された場所にごみの収集の手配をしています。清掃活動で出たごみについては、引き続き有料化の除外品目(無料)としますので、届出時にお渡しするボランティアごみ証明書をごみ袋に貼り付けてください。

また、小規模な清掃活動については届出しない場合もあるというご意見を踏まえ、町内会には

毎年一定枚数のボランティアごみ証明書を配布します。

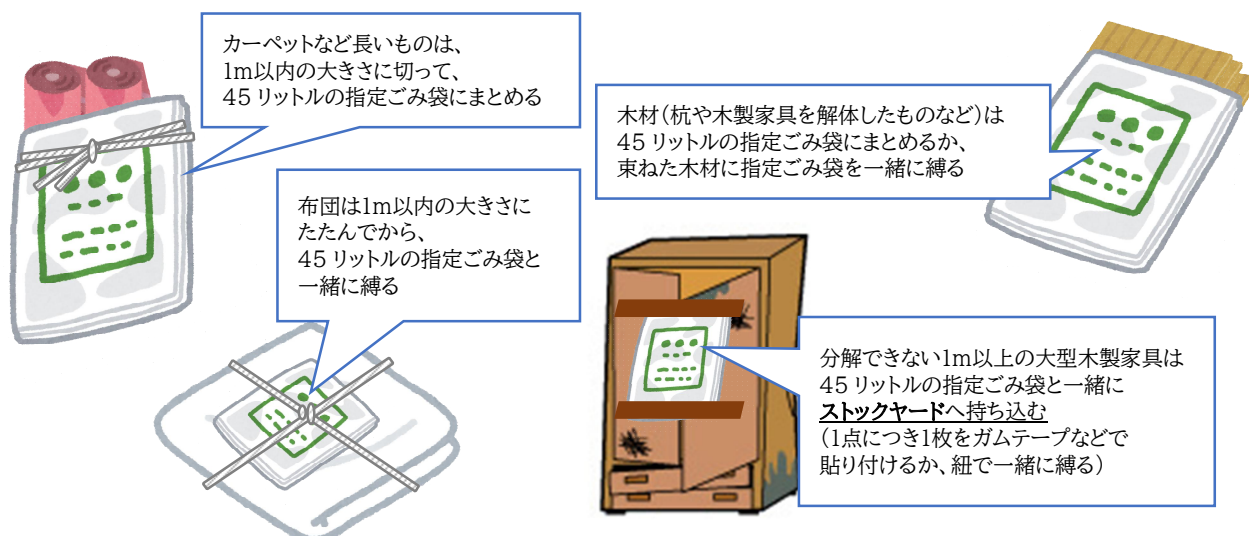
清掃活動実施日及び実施団体名、排出する個数などを記入していただく欄を設けます。

ボランティアごみ証明書	
清掃実施日 令和 年 月 日	
実施団体名 〇〇町内会	
合計	袋
滑川市 	
イメージ	

【ごみの種類と排出方法】

ごみの種類	処理方法	有料化	ごみの排出方法
燃やせるごみ	焼却	対象 (有料)	「滑川市指定ごみ袋」に入れて排出。 袋に入らないものは、「滑川市指定ごみ袋」を一緒に縛るなどの方法で排出。
除外品目		除外 (無料)	透明または半透明のごみ袋に入れ、「おむつ」又は「福祉ごみ」と記入したメモを貼って排出。
①紙おむつ 尿取りパッドなど	焼却 (資源化検討)	除外 (無料)	刈草は透明又は半透明のごみ袋に入れて排出。 剪定枝は1m以内に切り、紐で縛って排出。
②在宅医療廃棄物 排泄管理支援用具			
③剪定枝及び刈草	焼却	対象外 (無料)	透明又は半透明のごみ袋に入れ、「ボランティアごみ証明書」を貼って排出。 ※複数排出する場合は、なるべく一箇所に固めて収集場所に出してください。
④ボランティア清掃ごみ	焼却	対象外 (無料)	透明又は半透明のごみ袋に入れ、「ボランティアごみ証明書」を貼って排出。 ※複数排出する場合は、なるべく一箇所に固めて収集場所に出してください。
燃やせないごみ	埋立 (一部資源化)	当面は対象外 (無料)	当面は変更なし (発火性危険物を除き、将来的な有料化に向けて検討を継続)
資源ごみ	資源化	対象外 (無料)	変更なし

【45 リットルの「滑川市指定ごみ袋」に入りきらない大きな燃やせるごみの出し方の例】



(3)負担軽減措置

社会的・経済的配慮が必要と考えられる生活保護受給世帯へは、現在の生活扶助には家庭ごみ有料化の影響は含まれていないことから、当分の間、一定数の専用ごみ袋を配布することで、負担の軽減を図ります。

(対象世帯数)

生活保護受給世帯	58 世帯 (令和 8 年 7 月末現在)
----------	--------------------------

(4)有料化の方法

「専用ごみ袋方式」は、これまで排出時に使用していた市販のごみ袋に代えて、「専用ごみ袋」を使用していただくもので、分かりやすく、使用する袋のサイズで、ごみをどれだけ排出しているかを容易に確認することができます。そのため、今回有料化する燃やせるごみについては、市民の皆さまにとって分かりやすい制度であり、制度の運用コストが低減できる「専用ごみ袋方式」を採用します。

「シール方式」を希望する意見もありましたが、排出量に応じて適正なシールが貼られているかを確認する手間が発生し、短時間で大量に収集しなければいけない燃やせるごみでは、収集効率が低下するといった問題があるため、採用を見送ることとしました。

一方で、燃やせないごみについては、専用ごみ袋方式では対応しにくいものがあることから、「シール方式」や「処理券方式」等を併用した有料化の方法について継続検討することとしています。

(5)手数料の料金体系

「排出量単純比例型」は、排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式です。負担のしくみが簡単で分かりやすく、ごみの減量に対する意識が働きやすいことから、実施自治体の9割以上の団体が、「排出量単純比例型」を採用しており、本市においても採用することとします。

なお、排出量が一定量を超えた段階で、単位ごみ量あたりの料金水準が引き上げられる方式(累進従量制)の「排出量多段階比例型」や排出量が一定量となるまでは手数料が無料、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式の「一定量無料型」は、共に制度の運用に要する負担が大きく、一定の排出量以下の範囲内で排出量を抑制するインセンティブが働きにくいなどの課題があるため、採用を見送りました。

(6)専用ごみ袋の種類

各家庭のごみの排出状況に応じた容量の専用ごみ袋を選択できるよう、また、減量化し、より小容量の袋を選択しようとする意識が働くよう、10、20、30、45 リットルの4種類の容量の専用ごみ袋を作製します。意見交換会では、電池などの小さな「燃やせないごみ」を念頭に置いた更に小さなごみ袋や、粗大ごみを想定した大型のごみ袋の作製について、多数のご意見やご質問がありましたが、本市では有料化の対象とする「燃やせるごみ」の一般的な排出量を考慮し、上記の4種類とします。

植物由来の原料の配合や廃プラスチック資源を主原料とするなど、環境に配慮した素材の利用については、素材が安定的に調達できる状況であるかを踏まえて、ごみ袋の作製年度ごとに実現の可否を検討します。また、広告スポンサーを募るなどの対応についても、併せて検討します。

＜参考＞令和7年度の排出量に基づく、単身世帯の燃やせるごみの排出量

平均 43.4 リットル/週

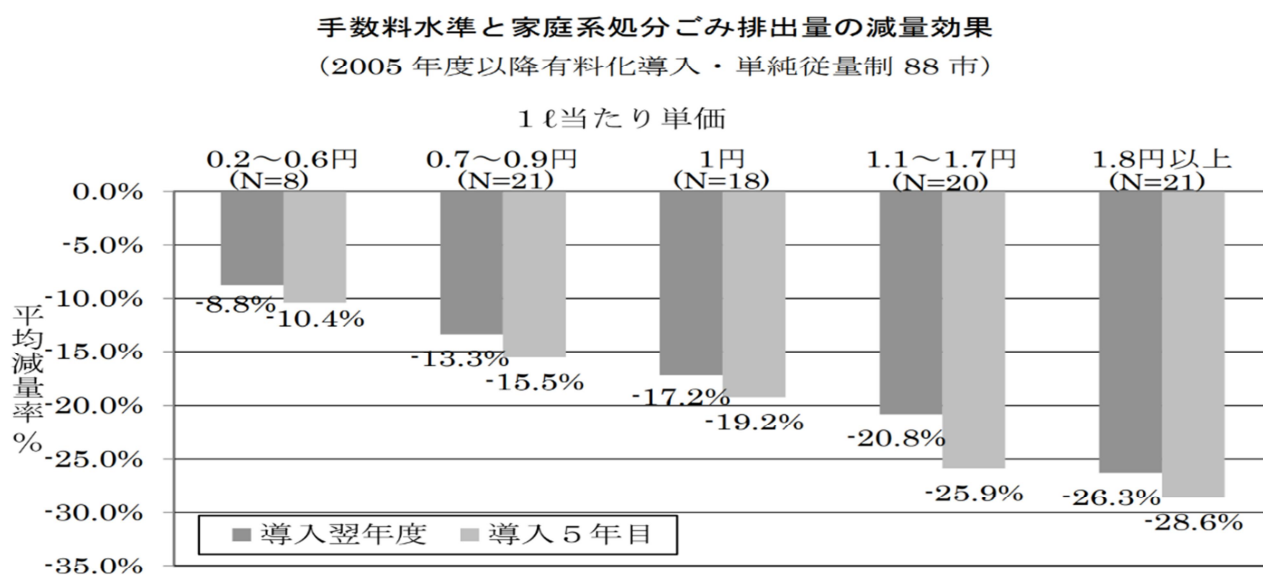
→燃やせるごみは週2回収集しているため、平均すると 21.7 リットル/回

(7)手数料の水準

手数料の設定にあたっては、環境省の「一般廃棄物処理有料化の手引き(令和4年3月)」に基づき、ごみの排出抑制と分別徹底による減量効果や周辺自治体における手数料水準、市民の受容性等を総合的に勘案しました。

本市の有料化制度導入の目的は、ごみの減量化や資源化の促進及び地球温暖化対策の推進です。ごみの減量効果を期待するには、一定程度の手数料を徴収する必要があると、先行自治体の有料化実施後の減量効果をみると、手数料水準が高くなるほど減量効果も大きくなっています。2005 年度以降に家庭ごみを有料化した 88 市の平均は1リットルあたり 1.2 円となっています。また、本市の家庭ごみの排出量は令和6年度比較で全国平均を 98g(約 21.0%) 上回っており、全国平均と同程度までの削減効果を見込んだ場合の手数料単価は 1.1～1.7 円と推測されます。

しかし、これは富山県内で最も高い手数料単価となります。十分な減量効果を得ることができ、かつ市民の皆さまの過度な負担とならないこと、同じ施設でごみ処理を行っている富山市が手数料単価を1リットルあたり1.0 円とする予定であることなどを総合的に勘案し、本市の手数料の設定は1リットルあたり 1.0 円とします。



(注) 処分ごみは、資源物を含めない、可燃・不燃・粗大などのごみ。

引用：ごみ減量化資料室代表 東洋大学 山谷修作名誉教授ホームページ

ごみ有料化情報「2005 年度以降家庭ごみ有料化 88 市のごみ減量効果（1ℓあたり価格帯表記）」より

(8)世帯負担額の試算

適正な分別を行い、ごみの減量化や資源化に取り組んだ場合、家庭ごみの有料化による標準世帯(大人2人、子供2人)の負担額は、年額 3,560 円程度となると試算しています。家庭ごみ有料化の導入による経済的負担が最小限となるよう、市民の皆様に対しては、資源物の分別やコンポストの活用等による、ごみの減量化の方法について周知していきます。

※試算額 年額 3,559 円(4 人世帯排出量 847g/日 3,559 リットル/年(309,039g/年))

<専用ごみ袋の種類とイメージ>

種 類	大袋	中袋	小袋	特小袋
容 量	45 リットル	30 リットル	20 リットル	10 リットル
販売価格 (10 枚入)	450 円	300 円	200 円	100 円
1 枚当たり	45 円	30 円	20 円	10 円

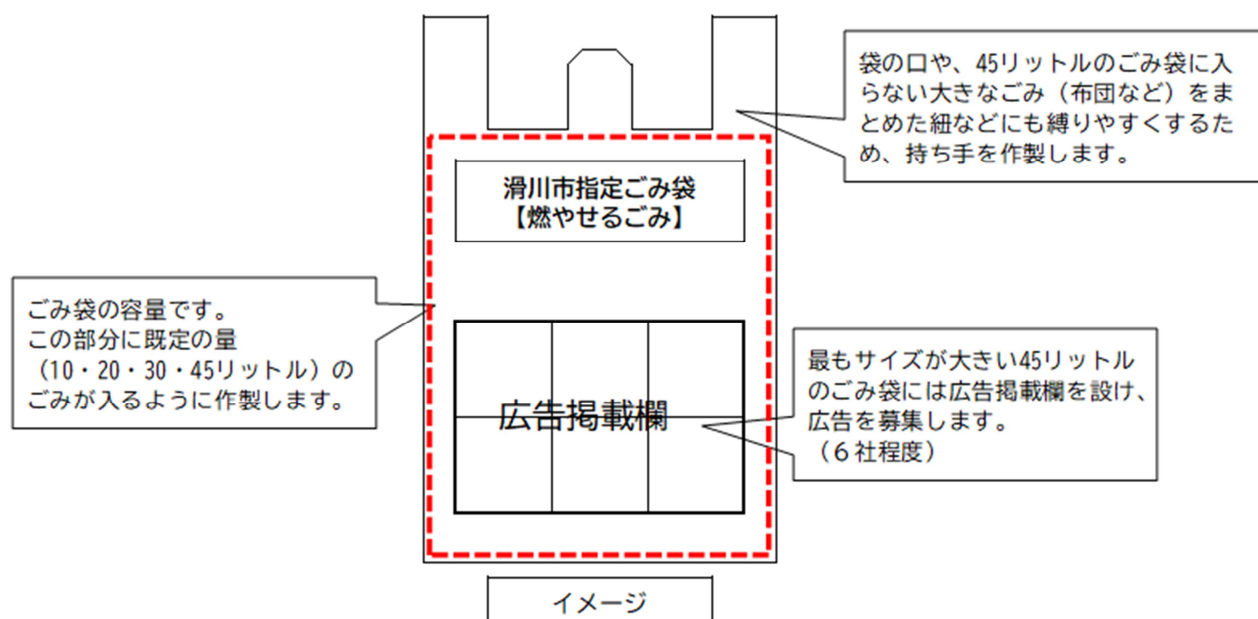
※ 手数料は、専用ごみ袋代金に上乗せする方式ではなく、1 リットルあたり 1 円のごみ袋代としてご負担いただきます。消費税は内税のため、大袋 10 枚入を販売店舗で皆さまが購入される場合は、450 円をお支払いいただくことになります。

※ 専用ごみ袋取扱所(販売店)では、全ての容量を 10 枚 1 組として販売します。

※ 専用ごみ袋の販売価格は全ての専用ごみ袋取扱所で同じとします。

※ 専用ごみ袋は、値引き等の対象外とし、イベント等での景品として使用しないよう周知します。

<専用ごみ袋の作製イメージ>



(9)今後のスケジュール(案)

有料化制度の導入を円滑に進めるためには、市民の皆さまのご理解とご協力が不可欠です。導入の目的やその仕組みについて丁寧に説明し、ご理解が得られるよう努めます。

導入決定後(条例改正)から施行までに、制度周知及び現在のごみ袋の購入量の調整などの準備期間を確保し、スムーズに制度が開始できるよう配慮します。

<主な内容>

予定	内容
令和8年	
3月	・市議会（産業厚生建設委員会）にて有料化の方針を説明
4月	・家庭ごみ有料化制度の内容検討（「基本的な考え方」の作成） ・市議会（産業厚生建設委員会）へ「基本的な考え方」を説明 ・廃棄物減量等対策審議会へ諮問
5月	・意見交換会の開催（市内9地区）
6月	・意見交換会の意見を踏まえ、有料化制度の見直し（「実施方針（素案）」の作成）
8月	・市議会（産業厚生建設委員会）へ「実施方針（素案）」を説明
9月	・廃棄物減量等対策審議会にて「実施方針（素案）」を審議 ・「実施方針（素案）」の公表 ・パブリックコメントの実施
11月	・家庭ごみの有料化制度（案）公表
12月	・有料化に関する条例改正案（滑川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例）及び補正予算案の提案、審議
令和9年	
1月	・ごみの出し方に関する住民説明会（随時開催）
2月	・広報なめりかわ特集記事（家庭ごみの有料化について）
5月	・広報なめりかわ特集記事（専用ごみ袋の販売等について）
8月	・専用ごみ袋の販売開始
9月	・有料化制度チラシ全戸配布

第3章 手数料の使途について

(1) 手数料収入の見込み

年間の手数料収入は、約 55,700 千円を見込んでいます。ここから専用ごみ袋の作製費用や手数料の収納に要する費用等を除いた約 16,500 千円が、(2) 手数料収入の使途に記載する施策の財源として確保できる見込みです。

<参考>市の収支について

A.歳入(手数料)	B.歳出(制度運営費)	収支(A-B)
55,700 千円	39,200 千円	16,500 千円

燃やせるごみの排出量:6,356t/年(R7 年度実績)を基準に試算

【制度運営費の内訳】

専用ごみ袋作製費 23,370 千円、保管・配送に要する経費 6,300 千円、
販売店舗からの受注及び手数料収納等に要する経費 9,530 千円

(2) 手数料収入の使途

有料化の手数料は、専用ごみ袋の作製や手数料の収納に要する費用に充てるほか、「資源循環型社会の形成」、「衛生的な社会環境の保全」、「地域振興関連事業」などに活用します。なお、単年度で使用しなかった予算は、将来予想される焼却施設の大規模改修や設備更新に備えて基金に積み立て、将来世代の負担軽減に活用する考えです。

また、具体的な施策については、市民の皆さまからのご要望やご意見等を踏まえ、年度ごとに見直しを行っていきます。

<使途の具体例>

施 策	具 体 例
① 資源循環型社会の形成	ア. ごみ減量化・資源化施策の推進 イ. 環境教育関連事業 ウ. 適正な分別排出に向けた啓発・広報活動 エ. 電動生ごみ処理機やコンポスト等の導入促進
② 衛生的な社会環境の保全	ア. 課題への対応（(3)に詳細） イ. ごみステーションの機能充実
③ 地域振興関連事業	ア. 地域環境美化活動（ボランティア活動）等への支援 イ. 集団回収活動への支援（報償金の拡充など）
④ その他	ア. 焼却施設の設備更新等に備えた基金への積立

(3) 課題への対応

意見交換会等では、有料化制度の導入により、山林や河川敷、空き地等への「不法投棄」や、住民以外の町内ごみステーションへの持ち込み、分別誤りによる違反ごみや滑川市指定ごみ袋

を使用しない「不適正排出」などの増加を不安視する意見が多く聞かれました。不法投棄については、不法投棄パトロールを強化するとともに、警告看板の設置や監視カメラの活用などにより、抑止を図ります。不適正排出については、町内会等への出前講座を開催するとともに、市外からの転入者への有料化制度の周知に努めます。また、ごみの分別資料の多言語化や、雇用先を通じた外国人へのごみ出しの啓発も実施します。

(4)市民への制度周知等

有料化制度の導入決定後から、順次住民説明会や出前講座の開催、市公式 LINE アカウントなどの SNS などにより、市民の皆さまへの制度の周知に努めます。

(5)新たな減量化・資源化施策の検討

令和4～6年度に実施したごみの組成分析調査によると、本市の燃やせるごみの約 34%が厨芥類(生ごみ)という結果でした。これまでも、身近に取り組むことができる「食べきり」「水きり」などの情報の周知のほか、電動生ごみ処理機やコンポストの導入に対する助成などを行ってきました。引き続きこれらの方法を啓発するとともに、手軽に作成できるダンボールコンポスト講座の開催などにより、更なる生ごみの減量化や資源化を推進します。また、ごみの減量化・資源化の技術については進歩していることから、本市で活用可能な技術について調査研究の上、導入支援施策等を検討します。

この他、今回有料化の除外品目とした剪定枝については、木質チップの作成等による資源化を行っている自治体もあることから、先行自治体の取組を参考に、本市での運用方法等を検討します。

第4章 制度の評価と見直しの考え方

(1)制度の評価

本市の家庭ごみの有料化制度は、ごみの排出に経済的負担が伴うことにより、排出抑制や資源化推進の動機づけをするとともに、市民の皆さまに負担していただいた手数料を更なる減量化等の施策に活用する制度としています。先行自治体を対象とした研究結果によると、有料化制度導入5年後の平均減量率は、導入翌年度よりも高くなっていると示されていますが、将来、物価全体が高騰した場合に動機づけ効果が弱まることで、リバウンドしてしまうことなども危惧されます。そのため、有料化制度の実施状況や効果について毎年点検を行い、点検状況や手数料の使途について滑川市廃棄物等減量審議会へ報告し意見を伺うとともに、ホームページ等で市民の皆さまに公開します。

(2)制度の見直し

社会情勢の変化を見据え、「滑川市一般廃棄物処理計画」の見直し(概ね5年毎)の機会にあわせて制度の見直しを検討します。

また、有料化制度を運用していく過程で生じた疑義や軽微な問題については、ホームページなどで適宜回答や周知を行います。